

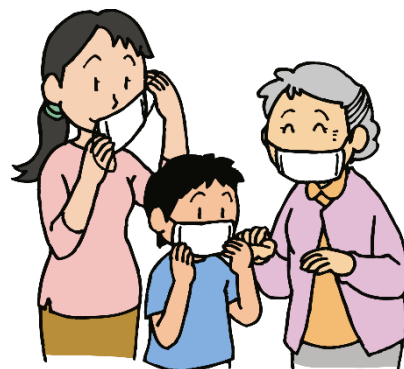
新型コロナウイルス感染症の影響により 次の要件を満たす方は

介護保険料が減免となります

減免の対象

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限

(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)のもの



減免の要件

- 1 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った第一号被保険者

⇒ 全額免除

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する場合

所得とは、収入の額から必要経費、給与所得控除等を差し引いた額のことをいいます。

- (1)事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること

※申請にあたっては、事業収入等が減少したことがわかる書類が必要となります。

- (2)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万以下であること

⇒ 一部又は全部を免除

減 免 額

減免対象の保険料額 (A×B/C)

- A : 第一号被保険者の保険料額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C : 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

×

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 200 万円以下の場合 : 全部(10 分の 10)
200 万円超の場合 : 10 分の 8

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全額を免除します。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずはお問い合

わせください。

お問い合わせ 鷹栖町役場 健康福祉課健康長寿係 TEL87-2111 (内線 504)
税務課税務係 TEL87-2111 (内線 122・123)